

横浜赤レンガ倉庫1号館 振付家制度 募集要項

横浜赤レンガ倉庫1号館では、横浜で毎年開催するコンテンポラリーダンスの祭典「ヨコハマダンスコレクション」など多様なダンス事業を展開し、2002年の開館以来、つくり手の活動環境の向上とダンスをはじめとする舞台芸術の振興に取り組んでいます。振付は身体と社会の関係や人間そのものを見つめ直す実践であり、同時代にあるつくり手の連帯、地域や国内外とのつながりは益々重要になっています。ダンスをはじめ舞台芸術の価値を社会に提案することを目指して、横浜を拠点として共に豊かな創造・普及活動を展開する次期振付家を公募いたします。

【対象者】

- (1) ダンスなどパフォーミングアーツの分野で創造的かつ継続的な活動を展開し国内外で活躍している振付家。
- (2) 独自の発想に基づいた活動に対する評価を得ており社会的な影響力が期待される振付家。
- (3) 日本に拠点を置いて活動し下記の1つ以上の要件を満たす振付家。
 - ・舞踊分野においての受賞歴がある。
 - ・国内外の著名なフェスティバルや劇場からの招へい歴がある。
 - ・ヨコハマダンスコレクションコンペティションにおいてファイナリストとして参加実績がある。

【活動期間】

2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間

原則として活動期間の延長はありません。

【活動内容】

下記の4つの活動をイメージしていますが、選考された振付家の視点に基づき、当館の専門人材や関係者との対話により2年間の活動内容を計画します。

- (1) 創造活動・・・当館や横浜市内の団体や個人と連携してリサーチや創作を行う。
- (2) 上演活動・・・過去上演作の再創作や新作の上演。
(ヨコハマダンスコレクション期間内に1回とその他の日程で1回、年間2回の上演活動を予定)
- (3) 普及活動・・・市民、学生、子ども、シニア、若手振付家等対象の活動。
- (4) アーカイブ・・・上記の活動を中心とした報告会や活動記録の公開。

【支援内容】

■創作・上演活動支援として、上限 200 万円/年（消費税別）

普及活動等については、活動内容に応じて別途予算を設ける予定です。

■協働体制

上記の創造活動、上演活動、普及活動、アーカイブが一体となった循環を目指して、当館のネット

ワークを最大限活かして協働します。創造・上演活動にあたっては、リサーチ過程やテクニカル面の他、広報宣伝やコミュニケーションをサポートすると同時に、国内外のダンス拠点へ発信する等ネットワークづくりを支援します。

また、「ヨコハマダンスコレクション」等の当館ダンスプログラムについて、クリエイティブな視点から助言をいただく等、様々な対話機会に参加いただき協働体制をつくりながらダンスの未来を見据えたプログラムの構築を目指します。

【選考について】

■選考方法

専門家からなる審査会にて書類選考および面談を行います。

一次選考：書類選考

二次選考：面談

■選考のポイント

創造性：テーマやコンセプト、振付・構成等において独自性が認められ今後の発展が期待される

実現性：ビジョンが明確であり、活動規模や計画進行が妥当で持続性のある活動が期待される

影響力：舞踊分野において、また分野を越えて価値や活力をもたらす創造活動が期待される

社会性：社会課題を意識して取組み、芸術文化と社会を繋ぐ活動が期待される

地域性：横浜の地域や環境に根ざした、またはそれらに喚起される活動が期待される

国際性：国境を越えて共有できる問題意識や視点を有した活動が期待される

【申請について】

■エントリー期間

2025年3月26日(水)～4月8日(火) 23:59 必着

■エントリー方法

下記 Google フォームからエントリーしてください。

<https://forms.gle/Y352fnhrqGs86rnH6>

エントリー受付後、自動返信メールにて申請書類を送付しますので、(@gmail.com) のアドレスが受信できるよう、端末の設定をお願いいたします。また、メールが届かない場合や、Google フォームからのエントリーができない場合は yrbw_1@yaf.or.jp までご連絡ください。

■申請書受付期間

2025年4月2日(水)～4月13日(日) 23:59 必着

■申請方法

所定の①申請書に必要事項を記入し、下記の②～④を添えてデータにてご提出ください。

- ① 申請書（2年間の活動計画、今後のビジョンを含む）
- ② 公演評（自作について新聞、雑誌、ウェブサイトなどで第三者から批評されたもの）
- ③ 簡単なポートフォリオ（代表的な作品の映像は必須／パソコンで再生可能なもの）
- ④ 舞台写真1点、申請者の顔写真1点、各写真クレジット（日／英併記）

■提出先・お問合せ先

(1) 提出先

電子メールにて、メールアドレス (yrbw_1@yaf.or.jp) までお送りください。

メールの件名を「横浜赤レンガ倉庫 1 号館振付家申請書提出」としてください。

※郵送、持ち込みの申請は受付いたしません。

※メール送信後、3 日以内に事務局から返信がなかった場合はご連絡ください。

※資料の容量が大きい場合（目安として 3MB 以上）は、メールへの添付ではなく、安全性が確保できるファイル転送サービスで送付ください。

(2) お問合せ先

横浜赤レンガ倉庫 1 号館（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団）

住所：〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 1-1-1 横浜赤レンガ倉庫 1 号館

TEL：045-211-1515（平日 10：00～18：00）

E-MAIL：yrbw_1@yaf.or.jp

【申請後～選考決定～活動開始までの予定】

2025 年 5 月下旬：一次選考結果通知

2025 年 6 月中旬：二次選考（面談／オンライン）

2025 年 7 月上旬：二次選考結果通知

2025 年 7 月下旬：公表

2025 年 8 月～9 月：2026-2027 年度の活動内容について当館の専門人材や関係者と協議

2025 年 10 月：2026-2027 年度の活動計画作成・提出／以降準備期間（助成申請等を含む）

2026 年 4 月：活動開始（活動期間：2026 年 4 月～2028 年 3 月）

【選考決定後の義務】

- (1) 2 年間の活動内容についての協議に基づき、2025 年 10 月に 2026-2027 年度の活動計画を作成・提出すること。
- (2) 2027 年 3 月に 1 年間の活動を振り返り、2028 年 3 月に 2 年間の活動報告会を実施すること。
- (3) 当館がすすめる対話・交流・発表機会等に可能な限り出席すること。
- (4) 振付家が広報・宣伝等で使用するプロフィールや媒体に「横浜赤レンガ倉庫 1 号館 振付家」と横浜赤レンガ倉庫 1 号館のロゴマークを掲示すること。
- (5) 横浜赤レンガ倉庫 1 号館及び公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が関係する取材や調査に可能な限り協力すること。

■留意事項

この制度では、活動期間中はアーティスト活動に専念することを前提としています。やむを得ない事情により、期間中にアーティスト活動を休止または停止するなど選考決定後の義務を遂行できなくなった場合は、直ちに連絡をお願いします。創作・上演活動支援額の一部または全額を返還していただく場合があります。

天災地変その他やむを得ない事情によって、予定された活動が遂行できなくなった場合は、活動内容

および支援内容を変更する場合があります。

日本の法律に触れる表現や公序良俗に反する恐れがある活動や政治的又は宗教的普及宣伝と認められる活動は行うことができません。

また、次に該当する場合は申請できません。①暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）②市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がある方